

倫理法・倫理規程セルフチェックシート (係長級職員用⑦ 解答・解説)

答え合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「倫理法」とは国家公務員倫理法を、「倫理規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説などもご参考ください。

番号	正解	解説
1	×	<p>業務委託先の社員については、同じ職場で働いているとはいえ、あくまでも国家公務員ではないことから、同一府省等の職員であるという理由で利害関係者から外れることはありません。</p> <p>なお、同一府省の職員が倫理規程の利害関係者には含まれないということ自体は、誤りではありません(平成12年7月4日国家公務員倫理審査会事務局首席参事官)。</p>
2	×	<p>立入検査の相手方となる事業者等は利害関係者に該当します(倫理規程第2条第1項第3号)。実態として実地検査を行う見込みのない職員であったとしても、立入検査はその性格上、検査を実施する側と受ける側との間の癒着は厳に慎み厳正に行われるべきであることから、当該職員にとって法令の規定により立入検査の対象となり得る事業者等は利害関係者となります。</p> <p>なお、各省各庁の長が利害関係が潜在的なものとして訓令で規定したものについては、利害関係者とならない場合もありますので、各府省等の訓令を御確認ください。</p>
3	○	<p>異動前のポストで利害関係者だった者は、異動後3年間は、後任の職員にとって利害関係者である限り、引き続き利害関係者とみなされます(倫理規程第2条第2項)。</p> <p>こうしたみなし利害関係は、本問のように再異動があった場合においても継続されます。</p>
4	×	<p>利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けることは、利害関係者からの贈与を受けることであっても、例外的に認められています(倫理規程第3条第2項第1号)。</p> <p>本問の場合、利害関係者は200人という多数の者にチケットを配布していますが、その配布先は本問の職員以外は取引先の関係者のみであることから、これを広く一般に配布する宣伝用物品と考えることはできません。</p>

番号	正解	解説
5	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>利害関係者から供応接待を受けることは禁止されています(倫理規程第3条第1項第6号)。</p> <p>本問では、会費を手土産の額で相殺できると考えていますが、会費と手土産は目的が異なることから相殺はできず、会費分の供応接待を受けたことになってしまいます。</p>
6	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることは禁止されています(倫理規程第3条第1項第4号)。利害関係者の社用車に無償で同乗して移動するようなことは、無償での役務の提供に該当することから、原則として倫理規程違反となります。</p> <p>例外として、職務として利害関係者の事務所や現場などを訪問する際に、周辺の交通事情等により相当と認められる場合に限って、利害関係者が日常的に利用している自動車を利用するることは認められていますが(倫理規程第3条第2項第4号)、本問のような場合には、官側で用立てた自動車を利用するべきであり、利害関係者の社用車に同乗することは倫理規程上の禁止行為に該当します。</p>
7	<input type="radio"/>	<p>「私的な関係」とは、職員としての身分にかかわらない関係とされていますが、この「職員としての身分」には、任命権者の要請に応じて出向していた期間における身分を含むと定められていることから(倫理規程第4条第3項)、本問のような場合には、私的な関係には該当しません。</p>
8	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>利害関係者に該当しない事業者等からであっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けることは、禁止されています(倫理規程第5条第1項)。</p>
9	<input type="radio"/>	<p>倫理規程第9条第1項においては、職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない旨定められており、利害関係者以外の事業者等からの依頼の場合や報酬を受けない場合には、同項の規定は適用されません。</p> <p>なお、勤務時間中に講演等を行い報酬を受ける場合等は一般服務上問題となる場合がありますので、その点ご注意ください。</p>
10	<input type="radio"/>	<p>倫理規程では、各省各庁の長は、職員が倫理法・倫理規程違反についての通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう配慮することが定められています(倫理規程第14条第4号)。</p> <p>現在、全ての府省等及び倫理審査会に通報窓口が設置されており、弁護士等による外部窓口も多くの府省等で併せて設置しています。</p> <p>各府省等及び倫理審査会では、メールや郵送等で国家公務員の倫理法令に違反すると疑われる行為に関する情報を広く受け付けています。</p> <p>通報は匿名でも受け付けています。通報者の個人情報は窓口限りでとどめられるなど、個人情報の秘匿は厳守されることとなっています。</p> <p>※ 倫理審査会への相談・通報は、検索エンジンで「公務員倫理ホットライン」と入力してアクセスしてください。</p>